

# 日・チェコ社会保障協定改正議定書



## 背景

- 2009年3月、両国の人的交流及び経済交流を一層促進するため、両国は「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」を締結。同年6月に発効。
- ➡ 発効から約8年が経過し、チェコ側の政策上の要請（他国との社会保障協定やEU域内の指針等を受け）及び両国の人的・経済的交流の現状を踏まえ、改正を行う。
- ➡ 本年1月の日チェコ外相会談（プラハ）において、改正に合意したことを両国外相が歓迎。



## 主な内容

- ① 保険料の二重払いの解消の強化のため、一時派遣被用者の範囲を明確化
  - ◆ 派遣先国で被用者として一時的に就労しつつ専ら派遣元国の社会保障関連法令の適用を受ける者を具体的に規定【改正議定書第2条：協定第7条】
    - (1) 派遣先国で雇用契約を締結していない者
    - (2) 派遣先国で雇用契約を締結している場合には、派遣元国に事業所を有する雇用者の指揮の下にある者
- ② 被用者年金一元化法等を踏まえた文言の改正
  - ◆ 被用者年金一元化法（2015年10月施行）等を踏まえ、現状に即した文言に改正
    - (1) 旧共済年金制度に関する記載を削除し、厚生年金保険の下での文言に統一【改正議定書第1条、同第5条他：協定第2条、同第19条他】
    - (2) 通算の対象から除外される一時金等について、国民年金及び厚生年金保険の下での文言に統一【改正議定書第3条及び同第4条：協定第17条及び同第18条】

- 人口：  
1,055万人（2016年）
- 一人当たりGDP：  
17,257米ドル（2015年）
- 在留邦人：  
1,791人（2015年10月）
- 進出日系企業：  
175社（2015年10月）
- 進出分野：  
自動車、電気製品等

## 早期締結の必要性

改正議定書の締結による負担の一層の軽減

➡ チェコとの人的・経済的交流を一層促進

※協定による日本企業の負担軽減額は、推計約13億円／年

(参考)

- チェコは、米、加、韓等との社会保障協定が発効済み。
- 2015年11月に改正交渉を開始。
- 2017年2月に署名（於プラハ）。